

金融機関向け IFRS ニュース 2021 年 8 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IASPlus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご利用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [<凡例>](#) をご参照ください。

<今月のハイライト>

◆金融商品

■ [デロイトによる『IFRS 第 9 号「金融商品」 — 戻入は続く』の掲載](#)

デロイト英国事務所は、2021 年第 1 四半期に続き、同年第 2 四半期も予想信用損失の多額の戻入が発生していることに関連して、引き続き穏やかな信用環境、経済見通しの改善、モデル調整の広範囲な利用等に言及しつつ、今後の経済の不確実性や予測の不可能性に注意すべきであり、モデルと予想信用損失の管理はより困難になる可能性が高いと考えています。なお、引当は戻入しており、ステージ 2 の予想信用損失については、コロナ危機のピーク時よりも下回るものの、危機前の水準に比して引当水準は高くなっています。

◆コンバージェンス

今月は、ASBJ による「予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方」の審議がありました。2021 年 8 月の [第 463 回企業会計基準委員会](#) において、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方に関する審議を行いました。検討の進め方の提案として、「信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関」、「信用リスクに関するデータの整備がなされていない金融機関」の検討ステップが明記されるなど、基準を適用する企業の実情に応じた基準の開発が計画されています。[第 464 回企業会計基準委員会](#) においては、日本基準・IFRS・米国会計基準の比較や、進め方についての意見を踏まえ、審議が継続されています。

<今月の記事一覧>

カテゴリ	発信元 (※1)	記事のタイトル (※2)
金融商品	【DTT】	『IFRS 第 9 号「金融商品」 — 戻入は続く』が掲載されました。
保険契約	【DTT】	保険ウェブキャスト『保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の減損』が掲載されました。
	【EFRAG】	EFRAG は、IASB が提案した IFRS 第 17 号「保険契約」の狭い範囲の修正に対するコメント・レター案を公表しました。

企業結合	【DTT】	デロイトがIASBのディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するコメントを公表しました。
	【ASBJ】	IASBのディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するコメントが公表されました。
表示及び開示	【ASBJ】	IASBの公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の日本語訳が公表されました。
コンバージェンス	【ASBJ】	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」が改訂されました。
		第464回企業会計基準委員会の概要（予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に関する審議を含む）が公表されました。
		第463回企業会計基準委員会の概要（予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方に関する事務局提案を含む）が公表されました。
その他	【EFRAG】	無形資産に関するディスカッション・ペーパー「無形資産に関するより良い情報—最良の方法はどれか？」が公表されました。

※1 発信元の正式名称は末尾の<凡例>をご参照ください。

※2 <今月のハイライト>で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

< 記事本文 >

◆金融商品

(2021年8月12日)

[【DTT】『IFRS第9号「金融商品」— 戻入は続く』が掲載されました。](#)

デロイト英国事務所の金融業界の専門家は、『2021年第1四半期決算のアップデート：終焉の幕開け？』の更新版として、当四半期（2021年第2四半期）も予想信用損失（Expected Credit Losses：ECL）の多額の戻入が発生していることに関連し、以下の6つの領域に言及した記事を掲載しました。文中の数値はバークレイズ、HSBC、ロイズ、ナットウエスト、サンタンデールUKを集計したものです。

- 当四半期中の貸出金の増加はわずかに1%
消費性ローンやクレジットカード限度超過額の水準がCOVID-19以前の水準に比べて低いためである。
- 信用環境は穏やかなまま
倒産・破産や貸倒償却及びステージ3信用減損資産残高の水準は2019年を下回り、労働市場も安定的である。
- 経済見通しは改善
ピーク時（2020年第4四半期）に9.4%であった失業率が当四半期に6.5%まで低下している。
- 2021年における予想信用損失の戻入
予想信用損失は、危機前の水準220億ポンド（2019年第4四半期）を60億ポンド上回るがピーク時360億ポンド（2020年第2四半期）から80億ポンド下がっている。これは、英イングランド銀行が2020年5月の報告書をベースに見

積もった潜在的な予想信用損失 800 億ポンドを大幅に下回っている。ただし、予想信用損失全体の残高におけるステージ 2 の割合は、ピーク時の 43%から低下し、39%であるも、危機前の 30%水準を大幅に上回っている。

- モデル調整の広範囲に亘る利用
モデル調整による当四半期の ECL の増加額は 65 億ポンド（2020 年第 4 四半期は 51 億ポンド）であった。
- 予想信用損失にかかる長期的な見通し
見通しは 2020 年第 4 四半期よりポジティブになるが、COVID-19 や経済にかかる不確実性、予測の不可能性に注意すべきである。
信用リスクの顕在化は 2021 年第 4 四半期に予期され、モデルと ECL の管理はより困難になる可能性が高い。

[今月の記事一覧へ](#)

◆保険契約

(2021 年 8 月 25 日)

[【DTT】 保険ウェブキャスト『保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の減損』が掲載されました。](#)

当ウェブキャスト（約 25 分）では、IASB の保険プロジェクトに関する最近の動向について報告し、主に次の内容について説明しています。

- 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産（IACF（insurance acquisition cash flows）資産）について定義と関連する保険契約グループへの配分。
- IACF 資産の減損に関する IFRS 第 17 号「保険契約」の要求事項（保険契約グループのレベルでの減損テストと予想される更新契約に係る減損テストの 2 段階の減損テストを含む）。
- 設例及び実務上の考慮事項。

当ウェブキャスト資料の日本語訳は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

(2021 年 8 月 5 日)

[【EFRAG】 EFRAG は、IASB が提案した IFRS 第 17 号「保険契約」の狭い範囲の修正に対するコメント・レター案を公表しました。](#)

EFRAG は、IASB の IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の適用開始時に表示される比較情報の有用性を向上させることを可能とする公開草案「IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」（IFRS 第 17 号の修正案）に対するコメント・レター案（全 11 ページ）を公表しました。EFRAG は、コメント・レター案の中で、IASB の提案について全体として賛同するものの、公開草案で提案される金融資産についての分類上書きと IFRS 第 9 号「金融商品」の適用の一時的な免除のスキームの差異を整合させることを提案しています。

コメント・レター案は[こちら](#)（EFRAG のウェブサイト）

IASB による公開草案の日本語訳は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆企業結合

(2021年8月31日)

[【DTT】デロイトがIASBのディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するコメントを公表しました。](#)

デロイトは、IASBが2020年11月に公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するコメント（全13ページ）を公表しました。デロイトの主なコメントとして、IASBディスカッション・ペーパーにおいて共通支配下の企業結合について複数の会計処理の使い分けを提案していますが、取得企業の特徴に応じて異なる会計処理を採用することに同意する旨を明記しています。

なお、上記に加えて、IASBが2021年4月に公表した公開草案「交換可能性の欠如（IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正案）」に対するコメントについても公表しています。

IASBによるディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」の日本語訳は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

IASBによる公開草案「交換可能性の欠如（IAS第21号の修正案）」の日本語訳は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年8月12日)

[【ASBJ】IASBのディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するコメントが公表されました。](#)

ASBJは、IASBが2020年11月に公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するコメント（全24ページ）を公表しました。ASBJの主なコメントとして、IASBディスカッション・ペーパーでは共通支配下の企業結合について複数の会計処理の使い分けを提案しているのに対して、支配当事者から見ればグループ内取引であり、移転対象企業の資産・負債の価値は取引前後で変わらないため、一律に簿価法を採用することが適切であると考えている旨明記しています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆表示及び開示

(2021年8月20日)

[【ASBJ】IASBの公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の日本語訳が公表されました。](#)

ASBJは、IASBが2021年7月に公表した公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の日本語訳を公表しています。

ASBJによる日本語訳は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

ASBJによるIASBプレス・リリースの日本語訳は[こちら](#)（ASBJのウェブサイト）

トーマツによる日本語の記事は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆コンバージェンス

(2021年8月12日)

[【ASBJ】「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」が改訂されました。](#)

ASBJは、日本基準及び修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の開発に関する検討状況、及び今後の計画の改訂を公表しました。

< 主な改訂点 >

- 金融商品に関する会計基準に関して、2021年8月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方に関する事務局提案がなされた旨が明記されました。

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年8月31日)

[【ASBJ】第464回企業会計基準委員会の概要（予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に関する審議を含む）が公表されました。](#)

ASBJは、2021年8月30日に開催された第464回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の会計基準の開発（以下、「本プロジェクト」）に関する審議。
なお、審議の中では第463回企業会計基準委員会及び第168回金融商品専門委員会で聞かれた意見が紹介されました。意見の一部は以下の通りです。
 - ・ 中小・地域金融機関に対してIFRSベースの要求を行うことはコスト面から難しいと思われ、国際的な比較可能性をどこまで要求するかを考えると、提案の考え方は十分理解できる。
 - ・ ステップ1に関して、減損の規定のすべてをIFRS第9号「金融商品」のECLモデル又は米国会計基準のCECLモデルのどちらかに揃える必要はなく、コストと便益の観点から日本基準の定めを存置していくことに関しても検討の余地があるのではないか。
 - ・ 検討の時間軸や、拙速を避けながらも、国際的な比較可能性をなるべく早く確保する視点からの検討をして欲しい。
- 金融資産の減損に関する日本基準、IFRS及び米国会計基準の定めとの比較。
- 本プロジェクトの検討の進め方に関する意見。

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年8月18日)

[【ASBJ】第463回企業会計基準委員会の概要（予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方に関する事務局提案を含む）が公表されました。](#)

ASBJは、2021年8月11日に開催された第463回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 「予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方」に関する事務局提案に関する審議。
なお、検討の進め方の中では以下の通り、検討の 6 つのステップが示されています。
 - ステップ 1 : ECL (IFRS 基準) と CECL (米国会計基準) のどちらのモデル開発を基礎とするかの選択
 - ステップ 2 : 信用リスクに関するデータ整備がなされている金融機関の貸付金に適用される基準開発
 - ステップ 3 : 信用リスクに関するデータ整備がなされている金融機関の貸付金以外への適用の検討
 - ステップ 4 : 信用リスクに関するデータ整備がなされていない金融機関に適用される基準開発
 - ステップ 5 : 一般事業会社に関する検討
 - ステップ 6 : 公開草案の公表
- IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」に対するコメント・レターの文案に関する審議。

上記、「予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方」の 6 つのステップについての資料は[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

◆その他

(2021 年 8 月 27 日)

[【EFRAG】無形資産に関するディスカッション・ペーパー「無形資産に関するより良い情報—最良の方法はどれか？」が公表されました。](#)

EFRAG は、財務諸表やマネジメント・レポートにおいて無形資産に関するより有意義な情報を提供するためにどのような方法があり得るのかを考察したディスカッション・ペーパー (全 68 ページ) を公表しました。

無形資産の重要性が高まっている一方、財務諸表が無形資産の価値を適切に反映していないために財務諸表の価値が低下していると考えられ、当課題への対応として以下の 3 つのアプローチを検討しています。

- 基本財務諸表における認識及び測定。
- 財務諸表の注記又はマネジメント・レポートにおける特定の無形資産に関する情報の記載。
- 財務諸表の注記又はマネジメント・レポートにおける、将来の業績に影響を与える可能性のある費用及びリスク／機会要因に関する情報の記載。

EFRAG のディスカッション・ペーパーは[こちら](#) (EFRAG のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)

FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポートング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)

NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DIT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

<お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ
金融インダストリーグループ

坂田響 (kyo.sakata@tohmatsu.co.jp)、小口敬 (kei1.oguchi@tohmatsu.co.jp)、
谷口智哉 (toshiya.taniguchi@tohmatsu.co.jp)



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DITL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DITL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に

独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じて Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.